

山梨県行政不服審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県行政不服審査会施行条例（平成28年山梨県条例第16号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問説明書)

第2条 審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第43条第1項の審査庁からの諮問に際して、同条第2項に規定する審理員意見書及び事件記録の写しのほか、次に掲げる事項を記載した諮問説明書の提出を求めることができる。

- 一 審査庁として裁決案の方向性及びその理由
- 二 その他審査会が必要と認める事項

(会議)

第3条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、審査会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

- 2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、会長は、その結果について次の会議に報告しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(除斥の手続等)

第4条 審査請求に関する事件を調査審議する委員又は条例第7条第2項の規定により任命する専門委員は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

- 一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- 二 審査請求人
- 三 審査請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- 四 審査請求人の代理人
- 五 前2号に掲げる者であった者
- 六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 七 法第13条第1項に規定する利害関係人

- 2 委員又は条例第7条第2項の規定により任命する専門委員は、自らについて、前項各号に掲げる者に該当する者である場合に準ずる事情がある場合、審査請求人又は法第13条第1項に規定する利害関係人との間に取引関係又は委任契約がある場合その他の審査請求に係る事件の調査審議の公平性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料する場合には、審査会に対し、その旨を申し出なければならない。

- 3 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に係る委員又は専門委員について審査請求に係る事件の調査審議の公平性に疑義を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該委員又は専門委員を当該審査請求に係る事件の調査審議に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(口頭意見陳述)

第5条 法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述の申立ては、口頭意見陳述申立書(第1号様式)により行うものとする。

- 2 審査会は、前項の申立てがあったときは、その実施の可否を決定し、実施することとしたときは、あらかじめ口頭意見陳述を行う日時及び場所を指定し、申立人に通知するものとする。
- 3 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 一 審査請求人及びその補佐人
 - 二 参加人及びその補佐人
 - 三 審査庁の職員

(主張書面等の提出期限の通知)

第6条 審査会は、審査会における調査審議の効率的な遂行に資するため、法第81条第3項において準用する法第76条の規定により主張書面又は資料(次項において「主張書面等」という。)を提出すべき相当の期間を定めることができる。

- 2 前項の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、会長は、法第74条に規定する審査関係人(審査請求人を除く。)に対しては第2号様式又は第2号様式の2により、審査請求人に対しては第2号様式の2により通知するものとする。

(会議の非公開)

第7条 会議の調査審議の手続は、公開しない。

(議事録の作成)

第8条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した要点筆記による議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員等の氏名
 - 三 会議に付した事案の件名
 - 四 事案の概要
 - 五 その他必要な事項
- 2 議事録は、会長の確認により確定するものとする。

(答申の作成及び公表)

第9条 審査会が審査庁に対して行う答申は、文書をもって行う。

- 2 審査会が答申をしたときは、速やかに、その内容をインターネットを利用して公表する。

附 則

この要領は、平成29年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月16日から施行する。

年 月 日

口頭意見陳述申立書

山梨県行政不服審査会 御中

住 所
氏 名
電話番号

印

下記 1 の審査請求に係る諮問事件について、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 5 条第 1 項の規定に基づき、下記 2 及び 3 のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求

- (1) 審査請求年月日（諮問番号） 年 月 日
- (2) 審査庁名
- (3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称

2 口頭意見陳述を希望する日時

- ① 年 月 日 午前・午後 時 分
- ② 年 月 日 午前・午後 時 分

3 行政不服審査法第 7 5 条第 2 項の規定による補佐人の同伴の許可申請

- (1) 補佐人の同伴を必要とする理由
- (2) 補佐人の住所、氏名、年齢及び職業
- 住所
- 氏名
- 年齢
- 職業

(記入の際の留意注意)

- ア 法人その他の団体にあつては、住所、氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- イ 2 の日時には、希望する日時を複数記入してください。
- ウ 3 は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

年 月 日

様

山梨県行政不服審査会
会長

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた（貴庁）は、下記 1 の諮問事件について、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 6 条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができます。主張書面等を提出するかどうかは任意ですが、提出する場合には、下記 2 の期限内に提出してください。

記

1 諮問事件

（1）諮問番号 年諮問第 号

（2）事 件 名

2 主張書面又は資料の提出期限等

（1）提出期限

年 月 日（ 曜日）

（2）提出方法

主張書面又は資料は、持参するか、郵送又はファックスで当審査会に提出してください。

なお、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 8 条第 1 項の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについてのあなた（貴庁）の意見を、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた（貴庁）の意見と異なる場合があることをご承知おきください。

山梨県行政不服審査会事務局

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内 1－6－1

山梨県総務部行政法務課法制・訟務担当

電話 055-223-1414（直通）

ファックス 055-223-1415

(別紙)

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

年 月 日

山梨県行政不服審査会 御中

氏 名

印

この度貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第8条第3項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

年 月 日

様

山梨県行政不服審査会
会長

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた（審査請求人）が 年 月 日に （審査庁）に対して提起した審査請求に関し、審査庁から当審査会に対し諮問がされ、下記のとおり諮問番号、事件名等が決定しました。

ついては、あなたは、下記1の諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができます。主張書面等を提出するかどうかは任意ですが、提出する場合には下記3（1）の期限内に提出してください。

記

1 諮問事件

（1）諮問番号 年諮問第 号

（2）事 件 名

2 審査庁から提出された事件記録の写し等の標題について

本件諮問事件に関し、審査庁から当審査会に提出された事件記録の写し及び諮問説明書の標題は、別紙1（「事件記録の写し等の標題」）に記載のとおりです。

3 主張書面又は資料の提出について

（1）提出期限

年 月 日（ 曜日）

（2）提出方法

主張書面又は資料は、持参するか、郵送又はファックスで当審査会に提出してください。

なお、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについてのあなたの意見を、別紙2「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなたの意見と異なる場合があることをご承知おきください。

山梨県行政不服審査会事務局

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県総務部行政法務課法制・訟務担当

電話 055-223-1414（直通）

ファックス 055-223-1415

(別紙 1)

事件記録の写し等の標題

【事件記録の写し】

(審査請求書及び添付資料)

審査請求書 (年 月 日付け)

資料

(弁明書及び添付資料)

弁明書 (作成、 年 月 日付け)

資料

(反論書及び添付資料)

反論書 (年 月 日付け)

資料

(審理関係人への質問書及び回答書並びに添付資料)

質問書 (年 月 日付け)

回答書 (作成、 年 月 日付け)

資料

(口頭意見陳述の記録)

口頭意見陳述記録書 (年 月 日付け)

(その他)

資料

【諮問説明書等】

諮問説明書

事件概要説明書

論点整理表

資料

(別紙 2)

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

年 月 日

山梨県行政不服審査会 御中

氏 名

印

この度貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 8 条第 1 項の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

☐ 差支えない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)
